

石川県感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新 (下線部は改正分)	旧
石川県感染症発生動向調査事業実施要綱	石川県感染症発生動向調査事業実施要綱
第1～4 (略)	第1～4 (略)
第5 事業の実施 1・2 (略)	第5 事業の実施 1・2 (略)
3 定点把握対象の五類感染症 (1) (略) (2) 定点の選定 ア 患者定点 ① (略) ② 第2の(90)に掲げるインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。)及び(96)新型コロナウイルス感染症(以下、「COVID-19」とする)については、前記①の小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関を内科定点とし、両者を合わせてインフルエンザ定点、COVID-19定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とする。 なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点及びCOVID-19定点と異なり、入院患者に限定されることに留意する。 <u>(削除)</u>	3 定点把握対象の五類感染症 (1) (略) (2) 定点の選定 ア 患者定点 ① (略) ② 第2の(90)に掲げるインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。)及び(96)新型コロナウイルス感染症(以下、「COVID-19」とする)については、前記①の小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関を内科定点とし、両者を合わせてインフルエンザ定点、COVID-19定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とする。 なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点及びCOVID-19定点と異なり、入院患者に限定されることに留意する。 <u>また、第2の(90)のみを対象感染症としていることに留意する。</u>
③～⑤ (略)	③～⑤ (略)

イ (略)

(3) ~ (4) (略)

4 ~ 5 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年1月1日 石川県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(中略)

- 29 この要綱の一部改正は、令和2年5月29日から施行する。
- 30 この要綱の一部改正は、令和3年2月13日から施行する。
- 31 この要綱の一部改正は、令和4年10月31日から施行する。
- 32 この要綱の一部改正は、令和5年5月8日から施行する。
- 33 この要綱の一部改正は、令和5年5月26日から施行する。
- 34 この要綱の一部改正は、令和5年9月25日から施行する。

イ (略)

(3) ~ (4) (略)

4 ~ 5 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年1月1日 石川県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(中略)

- 29 この要綱の一部改正は、令和2年5月29日から施行する。
- 30 この要綱の一部改正は、令和3年2月13日から施行する。
- 31 この要綱の一部改正は、令和4年10月31日から施行する。
- 32 この要綱の一部改正は、令和5年5月8日から施行する。
- 33 この要綱の一部改正は、令和5年5月26日から施行する。